

森林経営管理法及び森林法の一部を改正する法律案要綱

第一 森林経営管理法の一部改正

一 経営管理権集積計画の作成に関する措置

- (一) 数人の共有に属する集積計画対象森林について間伐等経営管理権（存続期間が五十年を超えず、経営管理の内容が間伐（これに係る木材の販売を含む。）及び保育のみである経営管理権をいう。以下同じ。）を設定する場合における当該集積計画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該集積計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

（第四条第五項関係）

- (二) 共有者不明森林及び所有者不明森林に係る特例における公告期間を六月から二月に短縮すること。

（第十一条第六号及び第二十五条第三号関係）

二 地域経営管理集約化構想

(一) 地域経営管理集約化構想の作成

- 1 市町村は、単独で又は他の市町村若しくは都道府県（当該市町村又は当該他の市町村の区域をそ

の区域を含む都道府県に限る。）と共同して、(三)の1の協議の結果を踏まえ、一以上の一体経営管理森林（自然的経済的社会的諸条件等を勘案して、一体として経営管理を行うことが適当と認められる森林をいう。以下同じ。）が存する地域ごとに、当該地域における経営管理の集約化に関する構想（以下「集約化構想」という。）を定めることができるものとする。

（第四十三条第一項関係）

2 集約化構想においては、一体経営管理森林の区域、当該区域に係る経営管理の集約化に関する目標等を定めるものとする。

（第四十三条第二項関係）

3 市町村（当該市町村が他の市町村又は都道府県と共同して集約化構想を定める場合にあつては、当該市町村及び当該他の市町村又は当該都道府県。以下「市町村等」という。）は、集約化構想において、2の目標として、構想森林（2の一体経営管理森林の区域において経営管理実施権の設定その他の措置を講ずべき森林をいう。以下同じ。）及び構想適合事業者（適合事業者（二）の2により都道府県が公表している民間事業者をいう。以下同じ。）の中から選定された構想森林において経営管理を行うべき適合事業者をいう。以下同じ。）を定めるとともに、これらを記載した地図を

作成するものとする。

（第四十三条第三項関係）

4 集約化構想においては、2のほか、林道の開設及び改良に関する事項並びに施業実施協定又は施業施設協定の締結に関する事項を定めることができるものとする。（第四十三条第四項関係）

（二） 民間事業者の公募及び公表

1 都道府県は、定期的に、都道府県が定める区域ごとに、集約化構想が定められる場合に当該集約化構想において定められる一体経営管理森林の区域内の森林について経営管理を行うことを希望する民間事業者を公募するものとする。（第四十四条第一項関係）

2 都道府県は、1の公募に応募した民間事業者のうち、経営管理を効率的かつ安定的に行う能力を有し、かつ、経営管理を確実に行うに足りる経理的な基礎を有すると認められるものを公表するものとする。（第四十四条第二項関係）

（三） 協議の場の設置等

1 市町村等は、集約化構想を定める場合には、市町村森林整備計画を勘案して一以上の一体経営管理森林が存すると見込まれる地域ごとに、適合事業者及び当該地域内の森林の森林所有者、木材関

連事業者その他の当該地域の関係者による協議の場を設け、その協議の結果を取りまとめるものとする。

(第四十五条第一項関係)

2 市町村等は、1の協議を行う場合には、1の地域内の森林に関する地図を活用し、経営管理の集約化に資する情報を提供することその他の必要な措置を講ずるものとする。

(第四十五条第三項関係)

(四) 集約化構想に係る特例

1 市町村等は、集約化構想を定めた場合には、構想森林ごとに、構想適合事業者の求めに応じ、当該集約化構想の実現のために必要な限度において、当該構想適合事業者に対し、当該構想森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の氏名等の情報を提供することができるものとする。

(第四十六条関係)

2 市町村は、集約化構想において林道の開設及び改良に関する事項を定めた場合には、都道府県知事に対し、当該事項に関連して必要となる地域森林計画をたて、又はこれを変更することの要請をすることができるものとする。

(第四十八条関係)

3 集約化構想に従って構想適合事業者が締結する施業実施協定又は施業施設協定については、当該集約化構想の公告があったことをもって、これらの協定の公告及び縦覧があり、かつ、縦覧期間が満了したものとみなすものとする。

(第四十九条関係)

4 適合事業者は、市町村に対し、集約化構想を定めるべきことを申し出ることができるものとする。

(第五十条関係)

三 権利集積配分一括計画

(一) 権利集積配分一括計画の作成

1 市町村は、集約化構想を定めた場合において、当該集約化構想の実現のため、当該集約化構想において定められた構想森林の全部又は一部について、当該市町村への経営管理権の集積及び当該経営管理権に基づく構想適合事業者への経営管理実施権の設定を一括して行うことが必要かつ適当であると認めるときは、権利集積配分一括計画を定めるものとする。

(第五十一条第一項関係)

2 権利集積配分一括計画においては、市町村への経営管理権の集積に関する事項として、市町村が経営管理権の設定を受ける構想森林（以下「一括計画対象森林」という。）の所在、一括計画対象

森林の森林所有者の氏名又は名称、市町村が設定を受ける経営管理権の始期及び存続期間、当該経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容等を、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項として、経営管理実施権の設定を受ける構想適合事業者の氏名又は名称、構想適合事業者が経営管理実施権の設定を受ける一括計画対象森林の所在、構想適合事業者が設定を受ける経営管理実施権の始期及び存続期間、当該経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容等を、それぞれ定めるものとする。

（第五十一条第二項関係）

3 市町村は、2のほか、構想森林（一括計画対象森林を除く。）の立木竹及び土地を対象として、構想適合事業者への所有権の移転の促進を行おうとするときは、権利集積配分一括計画に当該所有権の移転に関する事項を定めることができるものとする。

（第五十一条第四項関係）

4 権利集積配分一括計画は、一括計画対象森林ごとに、当該一括計画対象森林について所有権、地上権、質権、使用貸借による権利、賃借権又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者の全部及び2の構想適合事業者の同意が得られていなければならないものとする。ただし、数人の共有に属する一括計画対象森林について間伐等経営管理権を設定する場合における当該一括計

画対象森林について所有権を有する者の同意については、当該一括計画対象森林の立木竹及び土地のそれぞれについて二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていれば足りるものとする。

（第五十一条第五項関係）

(二) 権利集積配分一括計画の公告等

1 市町村は、権利集積配分一括計画を定めたときは、遅滞なく、その旨を公告するものとし、その公告があつた権利集積配分一括計画のうち、市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分にあつては当該市町村が経営管理権集積計画を定めて公告したものと、構想適合事業者への経営管理実施権の設定に関する事項に係る部分にあつては当該市町村が経営管理実施権配分計画を定めて公告したものと、それぞれみなすものとする。

（第五十二条第一項及び第二項関係）

2 1の公告（一）の3の事項が定められている権利集積配分一括計画に係るものに限り、）があつたときは、その公告があつた権利集積配分一括計画の定めるところにより所有権が移転するものとする。

（第五十二条第三項関係）

3 権利集積配分一括計画のうち市町村への経営管理権の集積に関する事項に係る部分を定める場合

において、当該部分に係る一括計画対象森林のうちに、共有者不明森林、確知所有者不同意森林又は所有者不明森林があるときは、これらの森林に係る特例の規定を準用するものとする。

(第五十三条関係)

4 市町村の長は、権利集積配分一括計画の定めるところによる所有権の移転を受けた構想適合事業者が当該権利集積配分一括計画において定められた森林の立木竹及び土地の利用目的に従って森林の立木竹及び土地を利用していないと認めるときは、当該構想適合事業者に対し、当該利用目的に従ってこれらを利用すべきことを勧告することができるものとする。

(第五十六条関係)

四 経営管理支援法人

(一) 市町村の長は、特定非営利活動法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は経営管理の実施を支援する活動を行う法人であつて、経営管理の実施の支援に関する業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申請により、経営管理支援法人（以下「支援法人」という。）として指定することができるものとする。

(第五十七条関係)

(二) 市町村の長は、支援法人から、その業務（委託に基づき、現に経営管理が行われていない森林の森

林所有者の探索を行うものに限る。）の遂行のため森林所有者を知る必要があるとして、森林所有者に関する情報の提供の求めがあったときは、当該支援法人に対し、当該情報を提供するものとする」と。

（第六十条関係）

五 その他所要の改正を行うものとする。

第二 森林法の一部改正

一 開発行為の許可

（一） 都道府県知事は、開発行為の中止又は復旧に関する命令を受けた者が、正当な理由がなくて当該命令に従わなかったときは、その旨及び当該命令に係る森林の土地の地番その他必要な事項を公表することができるとすること。

（第十条の三第二項関係）

（二） 民有林における開発行為の許可に付した条件（擁壁、排水施設その他の森林の有する公益的機能を維持するために必要な施設の設置又は維持管理を内容とするものに限る。）に違反し、開発行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処するものとする。

（第二百六条第二号関係）

二 市町村が伐採する場合における伐採及び伐採後の造林の届出等

伐採及び伐採後の造林の届出等の対象となる森林所有者等から、市町村がその区域内において伐採する場合の当該市町村を除くものとする事。

(第十条の八関係)

三 施業実施協定及び施業施設協定

(一) 施業実施協定の認可の要件として、集約化構想が定められている場合において、当該集約化構想において定められた一体経営管理森林の区域が施業実施協定の対象とする森林の区域を含むものであるときは、施業実施協定の内容が当該集約化構想の実現に資すると認められるものであることを追加すること。

(第十条の十一の四第一項第四号関係)

(二) 森林所有者等及び施設所有者等は、市町村の長の認可を受けて、施業施設協定を締結することができ、するものとする事。

(第十条の十一の九関係)

四 その他所要の改正を行うものとする事。

第三 施行期日等

一 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するもの

とすること。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係法律の規定の整備等を行うこと。

（附則第二条から第十条まで関係）